



企業出展での「飲食物の取扱い」(酒類の小分け販売)のご案内

幕張メッセ“ときどき”フリーマーケットの企業出展では、飲食物の取扱いは原則禁止とさせて頂いております。

従って、飲食物を取扱う場合は、出展申込時に必ず事務局に連絡して許可を取って下さい。

また、厚生労働省に「営業の届出」の登録及び飲食物取扱いに関わる営業許可申請【期間限定】、千葉市保健所に「イベントにおける食品取扱状況の報告」を行うための調査票の提出、千葉西税務署に「酒類の小分け販売」の申請については出展者ご自身で行って頂きますので、予めご承知おき下さい。

●飲食物の取扱い(試飲・試食・試供品の配布・販売など)

①試飲・試食及び試供品の配布

千葉市保健所に「イベントにおける食品取扱状況の報告」を行うための調査票の提出が必要となります
事務局にて一括届出を行ないますので4月8日(金)までに、別紙「調査票」をご提出下さい。

②食品の販売 ※営業許可申請【期間限定】も含む

厚生労働省に「営業の届出」(一部除外有り)の登録が必要となります。

登録フォーム：<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

「企業登録」を行っていただいてから、今回の出展に際した「届出」を申請してください。

※常温で長期保存しても腐敗、変敗その他の品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業は申請の必要がありません。

(カップラーメン、菓子、飲料物などで賞味期限が長期な物の販売)

(登録時の諸注意)

・営業施設情報の住所は次のとおりをお願いします。

〒261-8550 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目1番地 <ブース番号>

・使用水は「水道水」を選択頂き、「水質検査の結果」の添付は必要ありません。

調理を伴った販売や特定の製品を販売する際に「営業許可申請【期間限定】」の登録が必要となります。

厚生労働省の登録フォームより登録してください。

※登録後、千葉市保健所に申請手数料の支払いを行ってください。

保健所査察は5月2日 16時以降を指定してください。

「営業の種類」・施設基準などは 千葉市保健所食品安全課 へお問い合わせください。

※営業許可申請を行った場合は4月8日(金)までに事務局担当者にご連絡をお願いします。

③保健所査察について

5月2日 16時以降に千葉市保健所の現場査察があります。提出した書類通りの設備が整っていないときは改善の指導を受けます。許可がおりないこともありますので、ご注意ください。

また、販売品目、材料の保存状態、調理方法等の確認を開催中に行う場合がありますので、必ず提出した書類通りに行って下さい。行っていない場合には改善の指導や、許可が取消される場合がありますのでご注意ください。

<お問合せ先(所轄保健所)について>

千葉市保健所 食品安全課 食品指導係

千葉市美浜区幸町1-3-9(千葉市総合保健医療センター内2階)

TEL 043(238)9934 FAX 043(238)9936

●酒類の小分け販売(臨時販売の免許申請)について

酒類の小分け販売をする場合は、必ず千葉西税務署へ臨時販売の免許申請が必要となります。

2022年4月8日(金)までに提出を済ませて下さい。

1. 提出書類について

申請に必要な提出書類は概ね次のとおりです。

「酒類販売業免許申請書」、「誓約書」、「商品リスト」、「設備の状況書」、「既に取得している酒類販売業免許書」など

※4月13日(水)迄に、千葉西税務署に提出する書類のコピーを必ず事務局に提出して下さい。

2. お問合せ先(所轄税務署)について

千葉西税務署 法人課税 第1部門

〒262-0031 千葉市花見川区武石町1-520

TEL 043(274)2111(内線213)

●書類の提出及び連絡先

幕張メッセ“どきどき”フリーマーケット事務局

〒261-8550 千葉市美浜区中瀬2-1 (株)幕張メッセ 事業企画課内

TEL 043(296)9211 FAX 043(296)9215 (担当/望月)

e-mail:m-messe@beach.ocn.ne.jp